



秋田県仙北市「地域おこし協力隊」募集要領



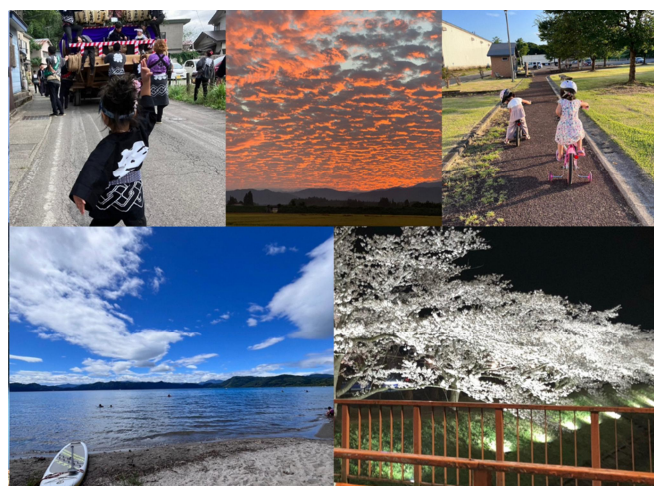
仙北市は、秋田県の東部中央に位置し、奥羽山脈を挟むように岩手県と隣接している地域です。市のほぼ中央に水深日本一である田沢湖があり、東に秋田駒ヶ岳、北に八幡平、南は仙北平野へと開けています。地域の約8割が森林地帯で、奥羽山脈から流れる河川は、仙北地域の水源となっています。

春はソメイヨシノやシダレザクラ、ミズバショウ、カタクリの花が咲き誇り、夏は駒ヶ岳登山や田沢湖の湖水浴を楽しみ、秋は角館の武家屋敷通りや抱返り溪谷が紅葉で彩られ、冬は火振りかまくらや紙風船上げなどの小正月行事、田沢湖スキー場のウィンタースポーツなどで賑わいます。また、年間を通して武家屋敷、田沢湖、乳頭温泉郷、玉川温泉に多くの観光客が訪れ、仙北市を楽しんでいただいております。

これらの豊富な観光資源等を活かした地域づくりを進めるにあたり、都市圏など地域外からの人材を積極的に受け入れ、新たな視点や発想による地域の活性化に取り組むため、「地域おこし協力隊」を募集します。

1 業務概要・募集人員等

(1)	業務概要	移住定住の推進に取り組む地域おこし協力隊（移住コンシェルジュ）
	募集人員	2名
	活動拠点	仙北市企画部まちづくり課（仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30） 及び市内拠点施設
	活動内容	（ア）市及び移住体験推進事業受託事業者とともに、体験希望者の相談対応、体験プログラム作成・運営、体験受入対応、PR活動 （イ）移住後のサポート、民間移住者の会などと連携した移住者のネットワークづくり （ウ）市及び秋田県立角館高等学校とともに、地域みらい留学推進事業における生徒募集活動、受入環境の整備、受入生徒の生活サポート （エ）その他移住定住の促進に係る業務



2 募集する隊員の共通要件

(1) 次のアからウのいずれかの要件を満たす方

ア 3大都市圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。)をはじめとする都市地域(過疎、山村、離島、半島等の対象地域又は指定地域を有していない市町村をいう。)等から生活拠点を本市内へ移し、住民登録をすることができる方。(委嘱を受ける前に既に住民登録し、本市内に定住・定着している方を除く。)

イ 語学指導等を行う外国青年招致事業(以下「JETプログラム」という。)を終了した方(JETプログラム参加者としての活動2年以上、かつJETプログラムを終了した日から1年以内)で、本市内で地域協力活動に従事する方。

ウ 「地域おこし協力隊」であった方(同一地域における活動2年以上、かつ解嘱1年以内)又は海外に在留し市町村が備える住民基本台帳に登録されていない方で、生活拠点を本市内へ移し、住民登録をすることができる方。(委嘱を受ける前に既に住民登録し、本市内に定住・定着している方を除く。)

(2) 令和7年8月以降、隊員として着任できる方(学生不可)

(3) 地域の活性化に深い熱意と知識を有し、かつ、積極的に活動できる方

(4) 心身ともに健康で、地域になじむ意志を有し、かつ、誠実に職務を遂行できる方

(5) 隊員活動終了後も、継続して仙北市に定住する意欲のある方

(6) 普通自動車運転免許を有する方、または、着任の日までに普通自動車運転免許を取得できる方

(7) パソコンの一般的な操作(ワード、エクセルなど)及びリモートワークができる方

(8) インターネットやSNS等を活用した情報発信ができる方

3 委嘱形態・期間

(1) 市と業務委託契約を締結します。市との雇用関係はありません。

(2) 市が委託する業務以外の業を自由に行うことができます。(副業を行うことが可能です。)

(3) 隊員は市長が委嘱し、委嘱期間は委嘱の日から令和8年3月31日までとします。

(4) 活動状況や実績を勘案し、最長3年まで委嘱期間を更新することができるものとします。

(5) 隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことがあります。

4 委託料

(1) 委託料は、月額 291,000 円を基本額とします。

(2) 次の表に定める活動に必要な経費については、隊員と市との協議の上、実績に基づき基本額に加算して支払います。なお、業務委託契約締結前に支払った経費は対象外です。

区分	項目	内容	限度額
活動に必要な経費	住居費	市内の住居借上料（敷金、礼金、仲介手数料、共益費、駐車場代、保証料、再契約手数料、損害保険料、光熱水費等を除く）	月額 45,000 円
	活動費	活動に使用する私用自動車の燃料費、車両借上料、公共交通機関の運賃、活動に要する消耗品費、原材料費、印刷料、施設借上料、事務機器等借上料、通信運搬費等（謝金、食糧費、備品購入費を除く）	年額 240,000 円 （委嘱の始期又は終期が年度の途中である場合は、月割りした額）
	研修・視察旅費及び参加費	協力隊に関する研修等の参加に係る旅費の実費分及び負担金	年額 150,000 円 （委嘱の始期又は終期が年度の途中である場合は、月割りした額）
備考 活動に使用する私用自動車の燃料費は、整備点検等法令に定める基準を満たしているとともに、加入している自動車保険の任意保険の補償額が、対人無制限及び対物無制限のものに限り、走行距離 1 キロメートルにつき 37 円を活動費とすることができる。			

※委託料は、前月分の活動状況について提出いただいた報告書を審査し、適正と認められるとき、予算の範囲内において支払います。

5 応募方法及び提出書類等

次の書類を期日までに申込先へ持参または郵送（簡易書留）により提出してください。普通郵便の事故には対応できません。なお、提出書類は返却しません。

(1) 応募用紙（別紙様式）※¹

(2) 住民票抄本※²（1 人のもの）

(3) 運転免許証・資格等の写し※³

※¹…必要事項を記入し、1 ヶ月以内に撮影した写真を貼ってください。

※²…住民票抄本は、1 ヶ月以内に取得した本通をご提出ください。写しは不可です。応募時点における住所地の確認のために使用します。

※³…普通自動車運転免許がある場合、両面の写し。

6 募集期間

令和7年5月28日（水）から令和7年6月26日（木）まで（必着）

7 選考方法

- （1）1次選考は、7月初旬に書類選考で行い、結果は応募者全員に書面で通知します。
- （2）2次選考は、7月9日（水）午後、ビデオ通話システムを用いてのオンライン面接で行います。詳細は1次選考の合格者に結果通知と合わせてお知らせします。なお、オンライン面接に必要となるマイクやパソコン等備品は、応募者の負担となります。2次選考の結果は書面で通知します。

8 注意事項

仙北市への転入手続きは、必ず委嘱の日以降に行ってください。それ以前に住民票を異動されると応募対象者でなくなり、採用取り消しとなる場合があります。
※ただし、JET プログラムを終了した方で、委嘱を受ける前に既に本市に住民登録をしている場合は除きます。

9 申込先、問い合わせ先

仙北市 企画部 まちづくり課

〒014-1298 秋田県仙北市田沢湖生保内字宮ノ後 30 仙北市役所田沢湖庁舎

電話：0187-43-3315

E-mail：machi@city.semboku.akita.jp

仙北市ホームページ <https://www.city.semboku.akita.jp/>